

文教委員会資料

- 1 所管事務の調査（報告）
 - (2) 学校給食費の公会計化について

令和 2 年 2 月 7 日
教育委員会事務局

学校給食費の公会計化について

1 本市の給食費徴収業務の概要

- 市立小学校、中学校及び特別支援学校の在籍者等に対して実施する学校給食について、給食の実施に要する食材費相当額を保護者等から給食費として徴収する業務。
- 本市における給食喫食者:約11.2万人**
(小学生約7.4万人、中学生約2.9万人、教職員等約0.9万人)
- 給食費は私会計として管理されている。**(公金として取り扱われていない。)
- 給食費徴収業務は、各学校において教職員が実施している。**
- 保護者等から徴収した給食費は、食材の調達経費に充てられる。

2 給食費徴収業務における課題

給食費を教職員が徴収・管理している

- 給食費の徴収状況の把握・管理、未納者への督促、学校給食会への送金等を含めた給食費徴収業務全体が、**教職員にとって大きな事務負担**となっている。
- 口座振替ができなかった場合などに、**教職員が現金を取り扱う必要が生じる。**

3 国・他都市の状況等

(1) 中央教育審議会の答申

- 平成31年1月25日「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中央教育審議会)
- 平成31年3月18日「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(文部科学省通知)
- 「**学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき**」

(2) 文部科学省のガイドライン

- 令和元年7月31日「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」(文部科学省初等中等教育局)
- 「公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するためには、**学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切**」

(3) 他都市の状況

- 政令指定都市における給食費公会計化の実施状況は次のとおり。

公会計化実施年度	平成21年度	平成24年度	平成26年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度予定	令和4年度予定
都市名	福岡市	横浜市	大阪市	千葉市	仙台市	熊本市	広島市

4 公会計化の方針

(1) 公会計化の実施

- 上記課題を解決するため、国や他都市の状況を踏まえ、学校給食費の公会計化を実施する。

給食費徴収業務の課題解決

国の方針への対応

学校給食費の公会計化

(2) 公会計化の目的

- 中央教育審議会の答申
- 文部科学省のガイドライン
- 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」

目的:教職員の負担軽減

5 公会計化のスケジュール

- 実施時期: **令和3年4月**

令和元年度	「川崎市学校給食費の管理に関する条例」議案提出、給食費徴収システム構築委託業者選定等
令和2年度	保護者等への広報、保護者の金融機関等での手続き、給食費徴収システム構築、口座振替・コンビニ納付等に向けた準備作業、業務ルール・マニュアル等の検討・策定、研修等
令和3年度	公会計化実施(4月～)、初回徴収(6月)

6 公会計化により期待される効果

- 教職員の負担軽減
- 台帳の電子化・一元的管理による煩雑業務の解消
- 口座振替対象金融機関の増加
- 金融機関の窓口納付・コンビニ納付等、多様な納付方法の導入

働き方改革の推進

市民の利便性向上

7 公会計化後の給食費徴収業務

(1) 学校から教育委員会事務局への業務移管

給食費徴収業務に係る公会計化前後の業務分担は次のとおり。

	業務内容	公会計化前の分担		公会計化後の分担
1	保護者からの給食費徴収	学校	→	教育委員会事務局
2	給食申込書等の配布・回収	学校	→	学校
3	給食費振替口座の登録	学校	→	教育委員会事務局
4	口座振替用データ作成	学校	→	教育委員会事務局
5	口座振替入金確認	学校	→	教育委員会事務局
6	給食費未納者への納付勧奨等	学校	→	教育委員会事務局
7	教育扶助費等の充当関連業務	学校	→	教育委員会事務局
8	臨時的な喫食者への請求	学校	→	学校
9	喫食者・欠食状況の確認	学校	→	学校
10	給食実施予定日の確認	学校	→	学校
11	自校(独自)献立の食材調達	学校(小学校のみ)	→	学校(小学校のみ)

(2) 給食費の徴収時期及び方法等

公会計化後の給食費の徴収時期は次のとおり。

振替月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象月	-	-	4・5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2・3月	精算分

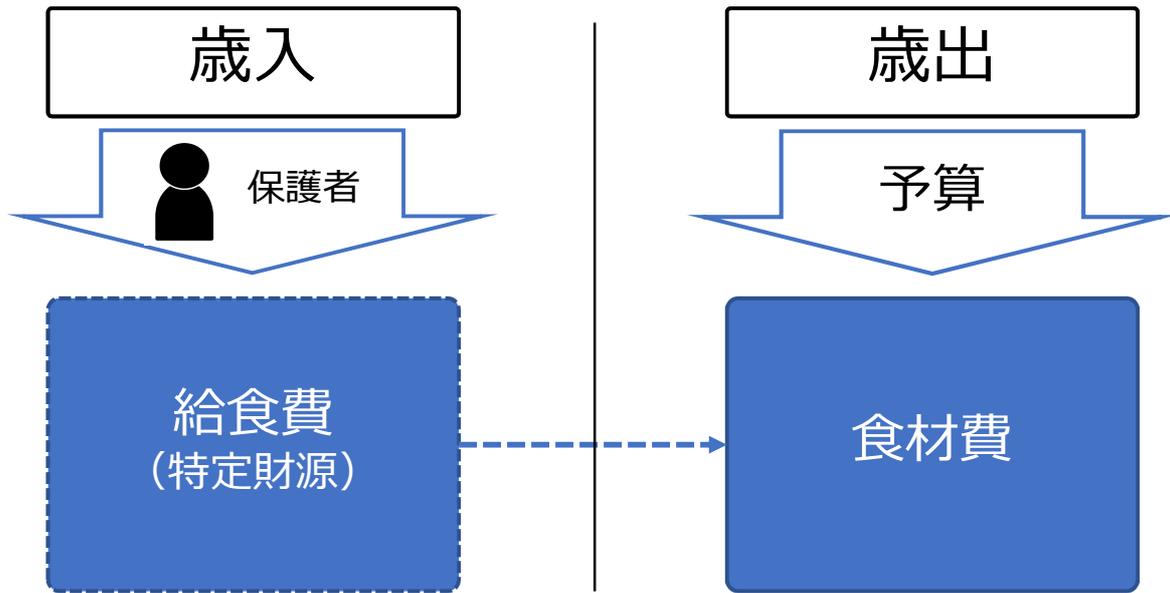
- 徴収方法は**口座振替を原則とする**。口座の登録がない保護者には、納付書を送付する。
- 振替日は月の末日(休日・祝日等の場合は金融機関の翌営業日)とする。
- 納付書**(口座の登録がない保護者、口座振替ができなかった保護者に送付するもの)は、**コンビニ納付が可能なものとする**。
- 現金による納付の取扱いは一切行わない**こととする。
- 新入生の口座登録等に要する期間を考慮し、年度の初回振替は6月とする。
- 長期欠席等で調整額がある場合は、3月分(2月末徴収分)で精算を行う。2月末徴収分の徴収後、さらに精算の必要が生じた場合は3月に別途精算を行い、年度内に精算を完了する。

(3) 債権の管理

- 公会計化後の給食費は**私債権**として位置づけて徴収率の維持に努めることとし、給食費債権については債権管理条例及び同規則等に則って管理を行う。

8 給食費及び食材費の考え方

- ◆ 徴収する給食費は、給食費公会計化事業の特定財源とする。
- ◆ 年度ごとに、徴収予定の給食費の総額と同じ額を食材費の当初予算とする。



9 令和2年度の給食費等の概要

校種	給食実施回数	年額		月割額		基準単価	
		牛乳代含む	牛乳停止	牛乳代含む	牛乳停止	牛乳代含む	牛乳停止
小学校	187回	50,600円	41,800円	4,600円	3,800円	270円	218円
中学校	1・2年生	52,800円	45,100円	4,800円	4,100円	320円	268円
	3年生	50,600円	41,800円	4,600円	3,800円	320円	268円
特別支援学校	幼稚部	33,000円	25,300円	3,000円	2,300円	180円	128円
	小学部	49,500円	40,700円	4,500円	3,700円	270円	218円
	中学部・高等部	59,400円	49,500円	5,400円	4,500円	320円	268円

【算定根拠】 (小学校・牛乳代を含む場合)

年額		基準単価		実施回数		実施月数		月割額		実施月数
50,600円	=	270円	×	187回	÷	11か月	≒	4,600円	×	11か月

(小学校・牛乳停止の場合)

年額		基準単価		実施回数		実施月数		月割額		実施月数
41,800円	=	218円	×	187回	÷	11か月	≒	3,800円	×	11か月

※ 月割額の100円未満の金額は切り上げています。